

### 3. 契約書記入例

#### 契約時

- 1) 収集運搬のみの処理委託契約 ..... 25
- 2) 処分のみの処理委託契約 ..... 29
- 3) 収集運搬及び処分の処理委託契約 ..... 33  
(収集運搬会社と処分会社が同一の場合)
- 4) 複数の処分会社に搬入する場合の収集運搬委託契約 ..... 37
- 5) 複数の収集運搬会社が運搬する場合の処分委託契約 ..... 41
- 6) 石綿含有産業廃棄物の処理委託契約
  - ①最終処分施設へ直送する場合 ..... 45
    - a. 収集運搬のみの処理委託契約
    - b. 処分のみの処理委託契約
  - ②積替・保管施設を経由する場合 ..... 49
    - a. 収集運搬のみの処理委託契約
    - b. 処分のみの処理委託契約
- 7) 水銀使用製品産業廃棄物の処理委託契約 ..... 53
  - a. 収集運搬のみの処理委託契約
  - b. 処分のみの処理委託契約
- 8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法 ..... 61

#### 契約変更時

- 9) 建設廃棄物処理委託変更契約書の記入例
  - ①処理委託契約書で、最終処分場所を追加する場合 ..... 63
  - ②契約期間内に最終処分場所の変更が生じた場合 ..... 64
  - ③FAXでの対応方法 ..... 66

#### 再委託時

- 10) 建設廃棄物処理再委託承諾願・承諾書 ..... 68

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

# 1) 収集運搬のみの処理委託契約

〇〇年〇〇月〇〇日

## 建設廃棄物処理委託契約書

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 **収集運搬用** 処分用・収集運搬及び処分用 **実線を引き押印する。**

事業者	住所	名称	代表者	収集運搬用	処分用	収集運搬 処分用
事業者 (甲)	東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号	〇〇建設(株) 〇〇〇〇新築工事作業所	作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収集運搬会社 (乙)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	〇〇興業株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
処分会社 (丙)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	〇〇産興株式会社	代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

許可番号 (排出場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (積替・保管場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (処分場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
(都道府県・政令市 東京都) (都道府県・政令市 〇〇県)

許可証(写)と照合する

許可品目 (産業廃棄物) **がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他** ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、  
廃プラスチック類、その他( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、  
その他( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他( )

許可車両 ( 〇〇 ) 台

許可区分 **中間処理** 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) **がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他** ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、  
廃プラスチック類、その他( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、  
その他( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (委託内容)

- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

### (処理料金)

- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
- 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
- 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇新築工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無

積替・保管施設の場所を記入する

許可を受けた品目を○で囲む

a) 施設の内容

会社名	〇〇興業株式会社	施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	200 m、(m <sup>3</sup> ) (どちらかを○で囲む)	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 金属くず、木くず、管理型品目含む混合廃棄物
- c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所) (処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許可 (許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許可 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
			台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
			台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
コンクリートから その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金属くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	〇〇産興株式会社 〇〇県△△市△△町△△番△△号
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	"
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物			台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
管理型 品目含む	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇〇 t,m <sup>3</sup>	( 破碎 )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	"
石綿含有 産業廃棄物			台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃			台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 円	金属くず、木くずについては分別排出する。			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法(P.61)による。

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。  
\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

〔丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目				
売却先等				
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

**収集運搬委託契約のため、  
本ページは記入不要**

III. 丙からの最終処分(委託)先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

# 建設廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
  - (2) 許可車両番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
  3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

## (内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
  3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

## (機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
  3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
  4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

### 2号文書(処分用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合



〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇新築工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無

積替・保管施設の場所を記入する

許可を受けた品目を○で囲む

a) 施設の内容

会社名	〇〇興業株式会社	施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	200 m、(m <sup>3</sup> ) (どちらかを○で囲む)	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 金属くず、木くず、管理型品目含む混合廃棄物

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所 処分場所) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法(P.61)による。

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
			台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
			台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
コンクリートから その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金属くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇〇t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	〇〇産興株式会社 〇〇県△△市△△町△△番△△号
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇〇t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	"
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物						
安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇〇t,m <sup>3</sup>	( 破碎 )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	"
石綿含有 産業廃棄物						
がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃						
廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	金属くず、木くずについては分別排出する。			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

[丙での中間処理後の最終処分(委託先)]

丙が中間処理後、売却する場合は、  
丙の施設が最終処分場所となる

丙が中間処理した後、丙の別の  
施設で再生、最終処分または中  
間処理する場合には、以下のⅡ、  
Ⅲ、Ⅳに記入する。

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地				
12345678901	丙の施設		[委託業]			
再生品目	塩ビ管	ダンボール	再生砕石	古紙	鉄くず	鉄くず
売却先等	〇〇興業(株)	(株)〇〇産業	(有)〇〇組他	△△産業(株)	××産業(株)	(株)〇〇興業
再生品目	非鉄金属					
売却先等	△△興業(株)					

丙が中間処理した後、再生施設  
に処分委託する場合

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
木くず	12456789012	〇〇興業			20 t/日	燃料チップ等
木くず	11567890123	〇×産			50 t/日	燃料チップ等
木くず	10678901234	△△産			30 t/日	パーティクルボード
廃プラ	12789012345	(株)〇〇興業			150 t/日	燃料ガス
廃プラ	13890123456	□□興業			100 t/日	セメント
廃石膏ボード	広認-4	〇〇石			20 t/日	石膏ボード

・マニフェストE票の「最終処分を行った場所」欄に記入  
する番号  
・中間処理業者が任意の番号を付与することは問題ない  
が処分業許可番号が最終処分(再生を含む)の場所を  
特定するのに最も適している。  
・許可番号のうち下6桁のみでも特定はできる。  
・当該番号に該当する複数施設を有しているときは枝番  
等で区別することが必要となる。

処分許可番号以外に大臣認定番号等もある

確実に再生されている  
ことの確認のためにも  
利用方法等を記入する

III. 丙からの最終処分(委託)先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型混廃	12345678900	〇〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	20XX/5残容量
安定型混廃	11345678902	△△産業		(安)・管・遮	100万 m <sup>3</sup>	
安定型混廃	14345678903	□□興業		(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	
燃え殻	20345678904	〇×産		安・(管)・遮	30万 m <sup>3</sup>	20XX/8残容量
燃え殻	12345678905	(株)〇〇産業	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	200万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	11345678906	□□興業(株)	埼玉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮		
廃石膏ボード	12		〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮		

丙が中間処理した後の廃棄物の種類  
(丙が交付する2次マニフェストに記載  
する廃棄物の種類)

丙が中間処理した後、さらに中間処理を  
委託し、その後最終処分される場合

許可証に残容量が記載  
されている場合は、なる  
べくその数量を記入する。

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
(中)・終	廃プラ	12345678908	P	千葉県〇〇〇市△△町	焼却	50 t/日	燃え殻
中・(終)	燃え殻	23345678909	Q	愛知県〇〇〇市△△町	管理型埋立	30万 m <sup>3</sup>	
中・(終)	燃え殻	12345678910	R	千葉県〇〇〇市△△町	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
(中)・終	可燃物	34345678911	S		焼却	60 t/日	燃え殻
中・(終)	燃え殻	34345678912	T		管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	

丙が中間処理した後の廃プラを「P」  
の焼却施設で焼却し、その後、その燃  
えがらを「Q」「R」で埋立処分する例。  
(この場合「Q」「R」が最終処分場所  
となり、3行で1組の流れを示す。)

# 建設廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
  - (2) 許可車両番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
  3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

## (内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
  3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

## (機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
  3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
  4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

### 2号文書(処分用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合



〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇新築工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名		施設所在地	
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)	許可番号	

b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金属くず	<u>〇〇〇</u> 円/( <u>t,m<sup>3</sup></u> ,台)	<u>〇〇〇</u> 円/( <u>t,m<sup>3</sup></u> )	<u>〇〇</u> 台 <u>t,m<sup>3</sup></u>	<u>破碎</u> ・ ( )	<u>〇〇</u> m <sup>3</sup> / <u>t,m<sup>3</sup></u> /日	<u>〇〇産興株式会社</u> <u>〇〇県△△市△△町△△番△△号</u>
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	<u>〇〇〇</u> 円/( <u>t,m<sup>3</sup></u> ,台)	<u>〇〇〇</u> 円/( <u>t,m<sup>3</sup></u> )	<u>〇〇</u> 台 <u>t,m<sup>3</sup></u>	<u>破碎</u> ・焼却 ( )	<u>〇〇</u> m <sup>3</sup> / <u>t,m<sup>3</sup></u> /日	"
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	管理型 品目含む	<u>〇〇〇</u> 円/( <u>t,m<sup>3</sup></u> ,台)	<u>〇〇〇</u> 円/( <u>t,m<sup>3</sup></u> )	<u>〇〇〇</u> 台 <u>t,m<sup>3</sup></u>	( <u>破碎</u> )	<u>〇〇</u> m <sup>3</sup> / <u>t,m<sup>3</sup></u> /日
石綿含有 産業廃棄物	がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	<u>〇,〇〇〇</u> ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) <u>〇〇〇,〇〇〇</u> 円	処分 (b)×(c) <u>〇〇〇,〇〇〇</u> 円	金属くず、木くずについては分別排出する。			
事前協議の要否	要・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

※収集運搬、処分の合計金額の高い方に対して該当する収入印紙を貼る。

[丙での中間処理後の最終処分先(委託先)]

丙が中間処理後、売却する場合は、  
丙の施設が最終処分場所となる

丙が中間処理した後、丙の別の  
施設で再生、最終処分または中  
間処理する場合には、以下のⅡ、  
Ⅲ、Ⅳに記入する。

Ⅰ. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地				
12345678901	丙の施設		[委託業]			
再生品目	塩ビ管	ダンボール	再生砕石	古紙	鉄くず	鉄くず
売却先等	〇〇興業(株)	(株)〇〇産業	(有)〇〇組他	△△産業(株)	××産業(株)	(株)〇〇興業
再生品目	非鉄金属					
売却先等	△△興業(株)					

丙が中間処理した後、再生施設  
に処分委託する場合

Ⅱ. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
木くず	12456789012	〇〇興業			20 t/日	燃料チップ等
木くず	11567890123	〇×産業			50 t/日	燃料チップ等
木くず	10678901234	△△産業			30 t/日	パーティクルボード
廃プラ	12789012345	(株)〇〇興業			150 t/日	燃料ガス
廃プラ	13890123456	□□興業			100 t/日	セメント
廃石膏ボード	廃石膏ボード 広認-4	〇〇石			20 t/日	石膏ボード

・マニフェストE票の「最終処分を行った場所」欄に記入  
する番号  
・再生処分で許可番号を持たない場合は任意の番号を  
付与することができる。  
・当該番号に該当する複数施設を有しているときは枝番  
等で区別することが必要となる。

処分許可番号以外に大臣認定番号等がある

確実に再生されている  
ことの確認のためにも  
利用方法等を記入する

Ⅲ. 丙からの最終処分(委託)先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型混廃	12345678900	〇〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	20XX/5残容量
安定型混廃	11345678902	△△産業		(安)・管・遮	100万 m <sup>3</sup>	
安定型混廃	14345678903	□□興業		(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	
燃え殻	20345678904	〇×産業		安・(管)・遮	30万 m <sup>3</sup>	20XX/8残容量
燃え殻	12345678905	(株)〇〇産業	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	200万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	11345678906	□□興業(株)	埼玉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮		
廃石膏ボード	12345678907	〇〇〇〇	〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮		

丙が中間処理した後の廃棄物の種類  
(丙が交付する2次マニフェストに記載  
する廃棄物の種類)

丙が中間処理した後、さらに中間処理を  
委託し、その後最終処分される場合

許可証に残容量が記載  
されている場合は、なる  
べくその数量を記入する。

Ⅳ. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中・終	廃プラ	12345678908	P	千葉県〇〇〇市△△町	焼却	50 t/日	燃え殻
中・終	燃え殻	23345678909	Q	愛知県〇〇〇市△△町	管理型埋立	30万 m <sup>3</sup>	
中・終	燃え殻	12345678910	R	千葉県〇〇〇市△△町	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
中・終	可燃物	34345678911	S		焼却	60 t/日	燃え殻
中・終	燃え殻	34345678912	T		管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	

丙が中間処理した後の廃プラを「P」  
の焼却施設で焼却し、その後、その燃  
え殻を「Q」「R」で埋立処分する例。(こ  
の場合「Q」「R」が最終処分場所となり、  
3行で1組の流れを示す。)

# 建設廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
  - (2) 許可車両番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
  3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

## (内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
  3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

## (機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
  3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
  4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円		

### 2号文書(処分用)

1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
200万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合



〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇新築工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会 社 名		施 設 所 在 地	
許 可 品 目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保 管 上 限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)		許 可 番 号

b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契 約 単 価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処 分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金 属 く ず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	〇〇産興株式会社 〇〇県△△市△△町△△番△△号
紙 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木 く ず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ <u>焼却</u> ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	株式会社××産業 ××県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
繊 維 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	処分委託契 約はそれぞ れの会社と締 結する。
建 設 汚 泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混 合 廃 棄 物	安定型 品目のみ 円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	管理型 品目含む 〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	( 破 碎 )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	株式会社□□興業 ××県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
石綿含有 産業廃棄物	がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	そ の 他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
そ の 他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管 産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 円	金属くず、木くずについては分別排出する。			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

〔丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目				
売却先等				
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

収集運搬委託契約のため、  
本ページは記入不要

III. 丙からの最終処分(委託)先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

# 建設廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
  - (2) 許可車両番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
  3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

## (内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
  3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

## (機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
  3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
  4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

### 2号文書(処分用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

収入  
○,○○○円  
印紙

※ 印紙税額は裏面参照

## 建設廃棄物処理委託契約書

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用 **処分用** 収集運搬及び処分用) 実線を引き押印する。

事業者	収集運搬用	処分用	収集運搬 処分用
(甲) 事業者	住所 東京都○○区○○丁目○○番○○号		
	名称 ○○建設(株) ○○○○新築工事作業所		
	代表者 作業所長 ○○ ○○ (以下甲という)		
(乙) 収集運搬会社	住所		
	名称 <u>本契約書・収集運搬会社一覧表による</u>		
	代表者 (以下乙という)		
	許可番号 (排出場所 積替・保管場所) (積替・保管場所 処分場所)		
	(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)		
	許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )		
	石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( ))		
	水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )		
	許可車両 ( ○○ ) 台		
(丙) 処分会社	住所 ○○県○○市○○町○○番○○号		
	名称 ○○産興株式会社		
	代表者 代表取締役 ○○ ○○ (以下丙という)		
	許可番号 ○○○○○○○○ (都道府県・政令市 ○○県)		
	許可区分 <b>中間処理</b> 最終処分		
	許可品目 (産業廃棄物) <u>がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )</u>		
	石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( ))		
	水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )		

収集運搬会社が複数ある場合

収集運搬委託契約はそれぞれの会社と締結する

許可証(写)と照合する

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

- (委託内容)
- 第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

- (処理料金)
- 第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
- 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
- 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇新築工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会 社 名		施 設 所 在 地	
許 可 品 目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保 管 上 限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)	許 可 番 号	

b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契 約 単 価		予 定 数 量 (c)	処 分 会 社 の 許 可 内 容		
	収 集 運 搬 (a)	処 分 (b)		処 分 方 法	処 理 能 力	施 設 の 名 称 ・ 所 在 地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	台 〇〇t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	〇〇産興株式会社 〇〇県△△市△△町△△番△△号
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金 属 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
織 維 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建 設 汚 泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混 合 廃 棄 物	安 定 型 品 目 の み	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	管 理 型 品 目 含 む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
石 綿 含 有 産 業 廃 棄 物	が れ き 類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	ガ ラ ス く ず ・ コ ン ク リ ー ト く ず 及 び 陶 磁 器 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	そ の 他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
そ の 他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特 管 産 廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円				
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。



# 建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。  
 (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し  
 (2) 許可車両番号  
 (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。  
 2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。  
 2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)  
 3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。  
 2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。  
 3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調査)

第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。  
 2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。  
 3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機密保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。  
 2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。  
 3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。  
 4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立 収集運搬委託契約はそれぞれの会社と締結する。 部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(な

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数
△△産業(株)	〇〇県△△市〇〇町1-2-3	13〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	がれき類	〇〇台
(株)××興業	〇〇県××市〇〇町1-2-3	13〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	がれき類	〇〇台
□□□□(株)	〇〇県□□市〇〇町1-2-3	13〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	がれき類	〇〇台

協議事項

協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

1号文書(収集運搬用)				2号文書(処分用)			
金額	課税額	金額	課税額	金額	課税額	金額	課税額
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	100万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	200万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	300万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円
500万円 以下	2,000円			500万円 以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

# 6) 石綿含有産業廃棄物の処理委託契約

〇〇年〇〇月〇〇日

## ①最終処分施設へ直送する場合

### a. 収集運搬のみの処理委託契約

## 建設廃棄物処理委託契約書

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

※ 印紙税額は裏面参照

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 **収集運搬用**・処分用・収集運搬及び処分用 **実線を引き押印する。**

事業者  
(甲)

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号  
名称 〇〇建設(株) 〇〇〇〇解体工事作業所  
代表者 作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)

収集運搬会社  
(乙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇興業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)  
許可番号 (排出場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (積替・保管場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
13〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 東京都) (都道府県・政令市 〇〇県)

収集・運搬会社及び処分会社へ石綿含有産業廃棄物が含まれることを周知する

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

許可車両 ( 〇〇 ) 台

処分会社  
(丙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇工業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)  
許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)  
許可区分 中間処理 **最終処分**

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条

- 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条

- 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
  - 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
  - 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇解体工事作業所
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名		施設所在地	
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)	許可番号	

b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合 安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	ここに最終処分場所が記載される。 ([丙]での中間処理後の最終処分場所) 欄の記入は不要)		
管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>			
石綿含有 産業廃棄物	がれき類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	廃プラスチック類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管 産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> )台,本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 円	「石綿含有産業廃棄物」について ①性状及び荷姿…「袋詰めにする」等、②その他の廃棄物と混合しない			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

次の2頁分の〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所〕及び「収集運搬会社一覧表」は記入不要

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

※ 印紙税額は裏面参照

## b. 処分みの処理委託契約 建設廃棄物処理委託契約書

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを〇で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・**処分用**・収集運搬及び処分用) **実線を引き押印する。**

事業者  
(甲)

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号  
名称 〇〇建設(株) 〇〇〇〇解体工事作業所  
代表者 作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)

収集 運搬用	処分用	収集 運搬 処分用
-----------	-----	-----------------

印

収集運搬会社  
(乙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇興業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)  
許可番号 (排出場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (積替・保管場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(都道府県・政令市 東京都) (都道府県・政令市 〇〇県)

印

印

収集・運搬会社及び処分会社へ石綿含有産業廃棄物が含まれることを周知する

許可品目 (産業廃棄物) 〇がれき類、〇ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、〇金属くず、〇廃プラスチック類、〇木くず、〇紙くず、〇繊維くず、〇汚泥、その他 ( )  
〇石綿含有産業廃棄物(〇がれき類、〇ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、〇廃プラスチック類、その他 ( ))  
〇水銀使用製品産業廃棄物(〇ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、〇金属くず、〇その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 〇廃石綿等、その他 ( )

許可車両 ( 〇〇 ) 台

処分会社  
(丙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇工業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)  
許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)  
許可区分 〇中間処理 〇最終処分

印

印

許可品目 (産業廃棄物) 〇がれき類、〇ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、〇金属くず、〇廃プラスチック類、〇木くず、〇紙くず、〇繊維くず、〇汚泥、その他 ( )  
〇石綿含有産業廃棄物(〇がれき類、〇ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、〇廃プラスチック類、その他 ( ))  
〇水銀使用製品産業廃棄物(〇ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、〇金属くず、〇その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 〇廃石綿等、その他 ( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### (委託内容)

第1条

- 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

### (処理料金)

第2条

- 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
  - 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
  - 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇解体工事作業所  
 2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号  
 3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで  
 4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))
保管上限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む) 許可番号

b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_

c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで

d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合 廃棄物						
安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	ここに最終処分場所が記載される。 ([丙]での中間処理後の最終処分場所) 欄の記入は不要)		
管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>			
石綿含有 産業 廃棄物	がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台) 〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台) 〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台) 〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管 産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> )台,本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	※プラスチック袋詰めにて搬入する			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

次の2頁分の〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所〕及び「収集運搬会社一覧表」は記入不要

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

## ②積替・保管施設を経由する場合

〇〇年〇〇月〇〇日

### a.収集運搬のみの処理委託契約

# 建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 **収集運搬用**・処分用・収集運搬及び処分用 **実線を引き押印する。**

	収集運搬用	処分用	収集運搬 処分用
事業者 (甲)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住所	東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号		
名称	〇〇建設(株) 〇〇〇〇解体工事作業所		
代表者	作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)		
収集運搬会社 (乙)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号		
名称	〇〇興業株式会社		
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)		
許可番号	( <u>排出場所</u> 積替・保管場所)	(積替・保管場所)	(処分場所)
	13〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	(都道府県・政令市 東京都)	(都道府県・政令市 〇〇県)	
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、その他 ( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( )) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )		
許可車両	( 〇〇 ) 台		
処分会社 (丙)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号		
名称	〇〇工業株式会社		
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)		
許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)		
許可区分	中間処理 <u>最終処分</u>		
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <u>廃プラスチック類</u> 、その他 ( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( )) (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )		

収集・運搬会社及び処分会社へ石綿含有産業廃棄物が含まれることを周知する

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### (委託内容)

- 第1条
- 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
  - 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
  - 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
  - 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

#### (処理料金)

- 第2条
- 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
  - 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
    - 甲は、建設系廃棄物マニフェスト（紙並びに電子を含む。以下同じ）により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
    - 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
  - 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇解体工事作業所
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無

a) 施設の内容

会社名	〇〇興業株式会社	施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	200 m、(m <sup>3</sup> ) (どちらかを○で囲む)	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類)
- c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む) (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所) (処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物						
安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	ここに最終処分場が記載される。 ([丙]での中間処理後の最終処分場所) 欄の記入は不要)		
管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>			
石綿含有産業廃棄物						
がれき類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
廃プラスチック類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃						
廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 (t,kg,m <sup>3</sup> )台,本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 円	「石綿含有産業廃棄物」について ①性状及び荷姿…「袋詰めにする」等、②その他の廃棄物と混合しない			
事前協議の要否	要・ <input checked="" type="checkbox"/>					

8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法(P.61)

ここに最終処分場が記載される。  
([丙]での中間処理後の最終処分場所)  
欄の記入は不要

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

次の2頁分の〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所〕及び「収集運搬会社一覧表」は記入不要

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

b. 処分みの処理委託契約

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用) 実線を引き押印する。

事業者  
(甲)

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号  
名称 〇〇建設(株) 〇〇〇〇解体工事作業所  
代表者 作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)

収集運搬会社  
(乙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇興業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)  
許可番号 (排出場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (積替・保管場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
13〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 東京都) (都道府県・政令市 〇〇県)

収集・運搬会社及び処分会社へ石綿含有産業廃棄物が含まれることを周知する

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

許可車両 ( 〇〇 ) 台

処分会社  
(丙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇工業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)  
許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)  
許可区分 中間処理 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条

- 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条

- 1. 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
  - 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
  - 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇解体工事作業所
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無

a) 施設の内容

会社名	〇〇興業株式会社	施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
許可品目	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	200 m、(m <sup>3</sup> ) (どちらかを○で囲む)	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類)
- c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む) (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所 (処分場所)) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	ここに最終処分場所が記載される。 ([丙]での中間処理後の最終処分場所)欄の記入は不要)		
安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>			
管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>			
石綿含有産業廃棄物	がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇 円/(t,m <sup>3</sup> ) 〇〇〇 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇 (m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇 円/(t,m <sup>3</sup> ) 〇〇〇 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇 (m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇 円/(t,m <sup>3</sup> ) 〇〇〇 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇 (m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台,本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台,本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> )台,本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 円	〇〇〇,〇〇〇円 ※プラスチック袋詰めにて搬入する			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法(P.61)

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

次の2頁分の〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所〕及び「収集運搬会社一覧表」は記入不要

# 7) 水銀使用製品産業廃棄物の処理委託契約

〇〇年〇〇月〇〇日

## a. 収集運搬のみの処理委託契約

### 建設廃棄物処理委託契約書

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 **収集運搬用**・処分用・収集運搬及び処分用 **実線を引き押印する。**

事業者  
(甲)

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号  
名称 〇〇建設(株) 〇〇〇〇改修工事作業所  
代表者 作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)

収集運搬会社  
(乙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇興業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)  
許可番号 (排出場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (積替・保管場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
13〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県) (都道府県・政令市 〇〇県)

収集・運搬会社及び処分会社へ水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを周知する

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

許可車両 ( 〇〇 ) 台

処分会社  
(丙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇産興株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)  
許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)  
許可区分 **中間処理** 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条

- 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条

- 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
  - 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
  - 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇〇改修工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無

a) 施設の内容

会社名	〇〇興業株式会社	施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず)その他( )		
保管上限	200 m、(m <sup>3</sup> ) (どちらかを○で囲む)	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず)
- c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む) (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所 処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金属くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
繊維くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
石綿含有 産業廃棄物	がれき類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 ( <u>蛍光灯</u> )	(台本) 〇〇〇円/kg,m <sup>3</sup>	(台本) 円/kg,m <sup>3</sup>	(台本) 〇〇〇kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> 〇〇 t,m <sup>3</sup> /日	〇〇産興(株) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台(本) )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 円	①性状及び荷姿…「袋詰めにする」「破損しないようにする」 等、②その他の廃棄物と混合しない			
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

〔丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目				
売却先等				
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

**収集運搬委託契約のため、  
本ページは記入不要**

III. 丙からの最終処分(委託)先      安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

# 建設廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
  - (2) 許可車両番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
  3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

## (内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
  3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

## (機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
  3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
  4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

### 2号文書(処分用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

収入  
〇,〇〇〇円  
印紙

b. 処分みの処理委託契約

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

契約書作成にあたっては、本契約書裏面にある契約約款に留意すること。

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分 (収集運搬用・**処分用**・収集運搬及び処分用) **実線を引き押印する。**

事業者  
(甲)

住所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号  
名称 〇〇建設(株) 〇〇〇〇改修工事作業所  
代表者 作業所長 〇〇 〇〇 (以下甲という)

収集運搬会社  
(乙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇興業株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下乙という)  
許可番号 (排出場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (積替・保管場所) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
13〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇都) (都道府県・政令市 〇〇県)

収集・運搬会社及び処分会社へ水銀使用製品産業廃棄物が含まれることを周知する

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

処分会社  
(丙)

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号  
名称 〇〇産興株式会社  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下丙という)  
許可番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (都道府県・政令市 〇〇県)  
許可区分 **中間処理** 最終処分

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ( )  
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 ( ))  
水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他 ( ))  
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ( )

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条

- 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
- 2. 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 3. 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

(処理料金)

第2条

- 1. 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
- 2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
  - 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む。以下同じ)により丙への運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。
  - 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
- 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇〇改修工事
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日 まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会 社 名		施 設 所 在 地	
許 可 品 目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保 管 上 限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)		許 可 番 号

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_
- c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契 約 単 価		予 定 数 量 (c)	処 分 会 社 の 許 可 内 容		
	収 集 運 搬 (a)	処 分 (b)		処 分 方 法	処 理 能 力	施 設 の 名 称 ・ 所 在 地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・溶融・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
金 属 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
紙 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
木 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
繊 維 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・焼却・圧縮 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建 設 汚 泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混 合 廃 棄 物	安 定 型 品 目 の み	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	管 理 型 品 目 含 む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
石 綿 含 有 産 業 廃 棄 物	が れ き 類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	ガ ラ ス く ず ・ コ ン ク リ ー ト く ず 及 び 陶 磁 器 く ず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	廃プラスチック類	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
	そ の 他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 ( <u>蛍光灯</u> )	(台本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台本 <u>〇〇〇</u> 円/kg,m <sup>3</sup> )	台本 <u>〇〇〇</u> (kg,m <sup>3</sup> )	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> <u>〇〇</u> (t,m <sup>3</sup> /日)	<u>〇〇産興(株)</u> <u>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番</u>
そ の 他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特 管 産 廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶融・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	<u>〇,〇〇〇</u> ( t,(kg,m <sup>3</sup> ,台,本)		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) <u>〇〇〇,〇〇〇</u> 円				
事前協議の要否	要 ・ <u>否</u>					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。  
\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。



# 建設廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
  - (2) 許可車両番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。
2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難となった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれの紙マニフェストを5年間保存する。(電子マニフェストは情報処理センターが保存する)
  3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合はB1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

## (内容の変更)

- 第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を協議の上、変更することができる。
2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、速やかに甲に対し通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。
  3. 甲、乙又は丙は、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第6条 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

## (機密保持)

- 第9条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第10条 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
  3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
  4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		排出場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

## 協議事項

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
10万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
50万円以下	400円	1億円以下	60,000円
100万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

### 2号文書(処分用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		

(平成26年4月現在)

発行：日本建設業連合会、全国建設業協会、日本建設業経営協会、全国中小建設業協会、東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

## 8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法

排出場所を東京、積替・保管施設を埼玉、処分施設を群馬とした場合の記入例

1) 収集運搬会社との契約は一社で、途中で積替・保管施設を経由する場合

	排出場所	1次運搬	積替・保管	2次運搬	処分施設
ケース1	甲	乙	乙	乙	丙

<ケース1>

◆甲-乙の収集運搬契約

(乙欄)

許可番号	(排出場所)	積替・保管場所	(積替・保管場所)	処分場所
	○○○○○○○○○○○○		○○○○○○○○○○○○	
	(都道府県)・政令市 東京都		(都道府県)・政令市 群馬県	

(委託業務の内容)

4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無)
a) 施設の内容：乙の積替・保管場所の情報と許可番号
c) 乙の運搬区間 (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所) 処分場所) まで

2) 途中で積替・保管施設を経由する場合で、甲が収集運搬会社複数社と区間委託する場合

	排出場所	1次運搬	積替・保管	2次運搬	処分施設
ケース2	甲	乙-1 (区間委託)	乙-1	乙-2 (区間委託)	丙
ケース3	甲	乙-1 (区間委託)	乙-2	乙-2 (区間委託)	丙

<ケース2>

◆甲-乙-1の収集運搬契約

(乙欄)

許可番号	(排出場所)	積替・保管場所	(積替・保管場所)	処分場所
	○○○○○○○○○○○○		○○○○○○○○○○○○	
	(都道府県)・政令市 東京都		(都道府県)・政令市 埼玉県	

(委託業務の内容)

4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無)
a) 施設の内容：乙-1の積替・保管場所の情報と許可番号
c) 乙の運搬区間 (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所) 処分場所) まで

◆甲-乙-2の収集運搬契約

(乙欄)

許可番号	(排出場所)	積替・保管場所	(積替・保管場所)	処分場所
	○○○○○○○○○○○○		○○○○○○○○○○○○	
	(都道府県)・政令市 埼玉県		(都道府県)・政令市 群馬県	

(委託業務の内容)

4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無)
a) 施設の内容：乙-1の積替・保管場所の情報と許可番号
c) 乙の運搬区間 (排出場所) (積替・保管場所) から (積替・保管場所) 処分場所) まで

<ケース3>

◆甲-乙-1の収集運搬契約

(乙欄)

許可番号 (排出場所) 積替・保管場所	(積替・保管場所) 処分場所
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○
(都道府県・政令市 東京都)	(都道府県・政令市 埼玉県)

(委託業務の内容)

4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無)
a) 施設の内容：乙-2の積替・保管場所の情報と許可番号
c) 乙の運搬区間 (排出場所) 積替・保管場所 から (積替・保管場所) 処分場所) まで

◆甲-乙-2の収集運搬契約

(乙欄)

許可番号 (排出場所) (積替・保管場所)	(積替・保管場所) (処分場所)
○○○○○○○○○○○○	○○○○○○○○○○○○
(都道府県・政令市 埼玉県)	(都道府県・政令市 群馬県)

(委託業務の内容)

4. 積替・保管場所経由の有無 (有)・無)
a) 施設の内容：乙-2の積替・保管場所の情報と許可番号
c) 乙の運搬区間 (排出場所) (積替・保管場所) から (積替・保管場所) (処分場所) まで

# 9) 「建設廃棄物処理委託変更契約書」の記入例

① 処理委託契約書で、最終処分場所を追加する場合

## 建設廃棄物処理委託変更契約書

収入印紙の貼付は不要

〇〇年〇〇月〇〇日

甲及び丙が締結した

〇〇年〇〇月〇〇日締結の(工事名)〇〇建設(株) 〇〇〇〇新築工事に係る建設廃棄物処理委託契約について

1. 以下の事項を追加する。

2. 「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」を以下のとおり変更する。

(1、2のうち該当するものを○で囲む)

〇〇建設(株) 〇〇〇〇新築工事  
甲 作業所長 ○ ○ ○ ○



〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

丙 〇〇興業(株)代表取締役 ○ ○ ○ ○



### I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所	処理能力
	丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり
再生品目			
売却先等			
再生品目			
売却先等			

「1. 以下の事項を追加する」に○印をつける

### II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
コンクリートがら	13001234567	△△産業(株)	東京都〇〇区〇〇	破碎	100t/日	再生砕石として販売

「建設廃棄物処理委託契約書」の〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕欄で追加するもののみを記入する。

### III. 丙からの最終処分(委託)先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型混廃	12345678900	〇〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	①安・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

### IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							



# 建設廃棄物処理委託変更契約書

〇〇年〇〇月〇〇日

甲及び丙が締結した

〇〇年〇〇月〇〇日締結の(工事名)〇〇建設(株) 〇〇〇〇新築工事に係る建設廃棄物処理委託契約について

1. 以下の事項を追加する。

② 「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」を以下のとおり変更する。

(1、2のうち該当するものを○で囲む)

〇〇建設(株) 〇〇〇〇新築工事

甲 作業所長 ○ ○ ○ ○



[丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]

丙 ○〇興業(株)代表取締役 ○ ○ ○ ○



## I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
12345678901	丙の施設			
再生品目	塩ビ管			鉄くず
売却先等	〇〇興業(株)			(株)〇〇興業
再生品目	非鉄金属			
売却先等	△△興業(株)			

「2. [丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]を以下のとおり変更する。」に○印をつける。  
この場合、原契約の[丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)]が当変更契約の内容に置き換えられるので、変更部分のみではなく、全ての最終処分場所を記入する。

## II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
木くず	12456789012	〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	破碎	20t/日	燃料チップ等
木くず	10678901234	△△産業(株)	群馬県〇〇〇市△△町〇〇	破碎	30t/日	パーティクルボード
廃プラ	12789012345	(株)〇〇産業	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	燃焼	150t/日	燃料ガス
廃プラ	13890123456	□□興業(株)	東京都〇〇〇市△△町〇〇	燃焼	100t/日	セメント
廃石膏ボード	広認-4	〇〇石膏(株)	栃木県〇〇〇市△△町〇〇	破碎・選別	20t/日	石膏ボード
						○×産興(株)を削除

## III. 丙からの最終処分(委託)先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型混廃	12345678900	〇〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	20XX/5残容量
安定型混廃	11345678902	△△産業(株)	埼玉県〇〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	100万 m <sup>3</sup>	
安定型混廃	14345678903	□□興業(株)	神奈川県〇〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	
燃え殻	20345678904	○×産興(株)	長野県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	30万 m <sup>3</sup>	20XX/8残容量
燃え殻	12345678905	(株)〇〇産業	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	200万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	11345678906	□□興業(株)	埼玉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	60万 m <sup>3</sup>	
廃石膏ボード	12345678907	〇〇興業(株)	千葉県〇〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	30万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	02000012345	××産業(株)	青森県〇〇〇市△△町〇〇1-2-3	安・(管)・遮	100万 m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

## IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
(中)・終	廃プラ	12345678908	P	千葉県〇〇〇市△△町	焼却	50t/日	燃え殻
中・(終)	燃え殻	23345678909	Q	愛知県〇〇〇市△△町	管理型埋立	30万 m <sup>3</sup>	
中・(終)	燃え殻	12345678910	R	千葉県〇〇〇市△△町	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
(中)・終	可燃物	34345678911	S	広島県〇〇〇市△△町	焼却	60t/日	燃え殻
中・(終)	燃え殻	34345678912	T	広島県〇〇〇市△△町	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

③FAXでの対応方法

送信用

建設廃棄物処理委託契約変更のお知らせ (FAX用)

〇〇年 〇〇月 〇〇日  
この頁を含め 2 枚

排出事業者(甲) 〇〇建設(株)〇〇新築工事 〇〇 〇〇 様 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

処分会社(丙) 〇〇興業(株)

担当者 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日締結の工事名 〇〇建設(株)〇〇新築工事 に係る建設廃棄物処理委託契約の〔丙での最終処分(再生を含む)場所(予定)〕が以下の通り変更になりましたので、ご通知申し上げます。承諾頂ける場合は、別紙「通知書」に記名・押印の上、FAXにてご返信ください。

〔最終処分(再生を含む)場所(予定)〕※該当するいずれかの番号を○で囲む

I. 丙からの売却先

	会社名		
追加・削除			
追加・削除			

II. 丙からの再生(委託)先

	会社名		
追加・ <u>削除</u>	<u>〇×産興(株)</u>		
追加・削除			

III. 丙からの最終処分(委託)先

	会社名		
<u>追加</u> ・削除	<u>××産業(株)</u>		
追加・削除			

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

	会社名		
追加・削除			
追加・削除			

以上

返信用

〇〇年 〇〇月 〇〇日  
この頁を含め 2 枚

処分会社(丙) 〇〇興業(株) 〇〇 〇〇 殿 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別紙「通知書」について、承諾致しましたので、別紙「通知書」に記名・押印の上、返信致します。

排出事業者(甲) 〇〇建設(株) 作業所長 〇〇 〇〇

甲及び丙が締結した

〇〇年〇〇月〇〇日締結の(工事名) 〇〇建設(株) 〇〇新築工事 に係る建設廃棄物処理委託契約について

1. 以下の事項を追加する。

② 「丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)」を以下のとおり変更する。

(1、2のうち該当するものを○で囲む)

〇〇建設(株) 〇〇新築工事

甲 作業所長 ○○ ○○



〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

丙 ○〇興業(株)代表取締役 ○○ ○○



I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力		
12345678901	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり				
再生品目	塩ビ管	ダンボール	再生碎石	古紙	鉄くず	鉄くず
売却先等	〇〇興業(株)	(株)〇〇産業	(有)〇〇組他	△△産業(株)	××産業(株)	(株)〇〇興業
再生品目	非鉄金属					
売却先等	△△興業(株)					

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
木くず	12456789012	〇〇興業(株)	千葉県〇〇市△△町〇〇	破碎	20t/日	燃料チップ等
木くず	10678901234	△△産業(株)	群馬県〇〇市△△町〇〇	破碎	30t/日	パーティクルボード
廃プラ	12789012345	(株)〇〇産業	千葉県〇〇市△△町〇〇	破碎	150t/日	燃料ガス
廃プラ	13890123456	□□興業(株)	東京都〇〇市△△町〇〇	燃焼	100t/日	セメント
廃石膏ボード	広認-4	〇〇石膏(株)	栃木県〇〇市△△町〇〇	破碎・選別	20t/日	石膏ボード
						○×産興(株)を削除

III. 丙からの最終処分(委託)先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
安定型混廃	12345678900	〇〇興業(株)	千葉県〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	20XX/5残容量
安定型混廃	11345678902	△△産業(株)	埼玉県〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	100万 m <sup>3</sup>	
安定型混廃	14345678903	□□興業(株)	神奈川県〇〇市△△町〇〇	(安)・管・遮	50万 m <sup>3</sup>	
燃え殻	20345678904	○×産興(株)	長野県〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	30万 m <sup>3</sup>	20XX/8残容量
燃え殻	12345678905	(株)〇〇産業	千葉県〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	200万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	11345678906	□□興業(株)	埼玉県〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	60万 m <sup>3</sup>	
廃石膏ボード	12345678907	〇〇興業(株)	千葉県〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	30万 m <sup>3</sup>	
管理型混廃	20000012345	××産業(株)	青森県〇〇市△△町〇〇	安・(管)・遮	100万 m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	追加分
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
(中)・終	廃プラ	12345678908	P	千葉県〇〇市△△町〇〇	焼却	50t/日	燃え殻
中・(終)	燃え殻	23345678909	Q	愛知県〇〇市△△町〇〇	管理型埋立	30万 m <sup>3</sup>	
中・(終)	燃え殻	12345678910	R	千葉県〇〇市△△町〇〇	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
(中)・終	可燃物	34345678911	S	広島県〇〇市△△町〇〇	焼却	60t/日	燃え殻
中・(終)	燃え殻	34345678912	T	広島県〇〇市△△町〇〇	管理型埋立	40万 m <sup>3</sup>	
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

(排出事業者)

# 10) 建設廃棄物処理再委託承諾願・承諾書

参 考

作業所長 ○○ ○○ 殿

○○年○○月○○日

(収集運搬会社)

住 所 ○○県○○市○○町○○番

会社名 ○○興業 株式会社

発生場所 許可番号 13○○○○○○○○○○

処分場所 許可番号 ○○○○○○○○○○○

## 建設廃棄物処理再委託承諾願

○○年 ○○月 ○○日付で締結した建設廃棄物処理委託契約書の契約約款第3条に基づき、貴社が  
施工する ○○○○新築 工事に係わる建設廃棄物の処理に関し、下記の  
とおり再委託を致したくお願い申し上げます。

記

1. 再委託先 (乙2) 住 所 ○○県○○市○○町○○番  
TEL ○○○-○○○-○○○○  
会社名 ○○産業 株式会社   
発生場所：都道府県・政令市 東京都  
許可番号 (発生場所) 13○○○○○○○○○○

2. 事業区分 ・収集運搬

3. 再委託する理由 ○○○○○○○○○○のため

4. 再委託の内容

(1) 再委託期間 ○○年 ○○月 ○○日から ○○年 ○○月 ○○日まで

(2) 廃棄物の種類 予定数量 (単位) 処分等施設所在地 乙2の許可番号 (処分場所)  
○○○○ ○○ ( m<sup>3</sup> ) ○○県○○市 ○○○○○○○○○○  
\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

- \*添付書類 ・再委託先の産業廃棄物収集運搬処理業許可証 (発生場所及び処分場所)
- ・再委託先の建設廃棄物収集運搬用登録車両一覧表 (発生場所及び処分場所)

### 再委託承諾書

上記願い出のとおり承諾いたします。

なお、処理に当たっては、法令の定めるところにより、建設廃棄物処理委託契約書の  
の写しを再委託先に交付すると共に、委託契約の条項に沿って適正処理がなされるよ  
う十分に管理に努めること。

○○年○○月○○日

工事名 ○○○○新築 工事

排出事業者 作業所長 ○○ ○○ 

## 4. 「最終処分場所」について 建設系廃棄物マニフェストと契約書の関係

- 1) 中間処理施設に処理委託する場合 ..... 70
  - 再生（再資源化）施設に委託する場合—
- 2) 中間処理施設に処理委託する場合 ..... 72
  - 混合廃棄物の場合—
- 3) 最終処分施設に処理委託する場合 ..... 74
  - ①最終処分施設へ直送する場合
  - ②積替・保管施設を経由する場合

# 1) 中間処理施設に処理委託する場合 —再生(再資源化)施設に委託する場合—

中間処理施設（丙の施設）でコンクリートがらを再生砕石として再生（再資源化）する場合には、丙の施設が「最終処分（埋立処分、再生等）を行った場所」となるので、 manifests の記入と対応させるため、次ページのように「I. 丙での再生品目」欄に記入する。

- 建設(株) (排出事業者) が次の①、②のいずれかの方法で記入する。
- ①「1.委託契約書記載のとおり」に○印をつける。  
(この場合委託契約書の〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕に記載した施設を意味する。)
- ②「2.当欄記載のとおり」に○印をつけ、所在地の名称を記入する。

**産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト (E)**

整理番号: \_\_\_\_\_

交付年月日: ○○年○月○日    交付番号: \_\_\_\_\_    交付担当者所属: ○○課    氏名: ○○○○

事前協議 番号/年月日等: \_\_\_\_\_

---

排出事業者: 住所 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区○○1丁目2番3号**  
氏名又は名称: ○○建設(株)  
電話番号: 03-○○○-○○○

事業場(作業所): 所在地 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区○○5丁目6番**  
名称: ○○○○解体工事作業所  
電話番号: 03-○○○-○○○

検査・確認日: \_\_\_\_\_

---

産業廃棄物の種類 (単位 t, Kg, ml, l)		安定型品目		管理型品目		特別管理産物		形状	荷姿
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量		
01 コンクリートがら	10	07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		① 固形状	① バラ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物		2 泥状	2 コンテナ
03 その他がれき類				13 木くず				3 液状	3 ドラム缶
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず					4 袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード					
06 金属くず				16 混合(管理型含む)		総重量又は総容量	10		

---

中間処理産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称: \_\_\_\_\_  
1 帳簿記載のとおり    2 当欄記載のとおり

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称: \_\_\_\_\_  
1 委託契約書記載のとおり    2 当欄記載のとおり **東京都○○区△△○○産興(株)○○リサイクルセンター**

---

運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区○○2丁目3番4号**  
氏名又は名称: ○○興業(株)  
電話番号: 03-○○○-○○○

運搬受託者(収集運搬業者)(2) 住所 〒 \_\_\_\_\_  
氏名又は名称: \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_

運搬先の事業場(処分業者の処理施設) 所在地 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区△△**  
名称: ○○産興(株)○○リサイクルセンター  
電話番号: 03-○○○-○○○

---

処分受託者(処分業者) 住所 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区○○5丁目4番3号**  
氏名又は名称: ○○産興(株)  
電話番号: 03-○○○-○○○

積替え又は保管 所在地 〒 \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_  
有価物拾集 1. 有 2. 無 実績数量 t, ml

---

運搬の受託(1) 会社名及び運搬担当者名(サイン又は捺印): \_\_\_\_\_

運搬の受託(2) 会社名及び運搬担当者名(サイン又は捺印): \_\_\_\_\_

処分の受託(受領) 会社名及び処分担当者名(サイン又は捺印): \_\_\_\_\_

処分の受託(処分) 会社名及び処分担当者名(サイン又は捺印): \_\_\_\_\_

最終処分終了日(埋立処分、再生等) \_\_\_\_\_年○月○日  
確認者(サイン又は捺印): \_\_\_\_\_

---

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、処分先No.でも可)  
**12345678901**

発行元: 建設六団体副産物対策協議会    取扱元: 建設マニフェスト販売センター

部分記入不要の項目です

- 産興(株) (丙) が次の①、②、③のいずれかを記入する。
- ①「12345678901」(委託契約書〔丙での中間処分後の最終処分場所〕欄の「処分先No.」)
- ②「東京都○○区△△○○産興(株)○○リサイクルセンター」
- ③「委託契約書記載のとおり」

排出事業者送付用 (収集運搬業者一社の場合)

収集運搬業者二社の場合

排出事業者送付用

〔丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
12345678901	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目	再生砕石			
売却先等	(有)〇〇組他			
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

・マニフェストE票の「最終処分を行った場所」欄に記入する番号  
 ・中間処理業者が任意の番号を付与することは問題ないが処分業許可番号が最終処分（再生を含む）の場所を特定するのに最も適している。  
 ・許可番号のうち下6桁のみでも特定はできる。  
 ・当該番号に該当する複数施設を有しているときは枝番等で区別することが必要となる。

III. 丙からの最終処分(委託)先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	
				安・管・遮	m <sup>3</sup>	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終の区分	廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

## 2) 中間処理施設に処理委託する場合 —混合廃棄物の場合—

**産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト (E)**

整理番号 \_\_\_\_\_

交付年月日 ○○年 ○月 ○日      交付番号 \_\_\_\_\_      交付担当者 所属 ○○課      氏名 ○○○○

事前協議 番号/年月日等 \_\_\_\_\_

---

排出事業者 住所 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区○○1丁目2番3号**  
氏名又は名称 ○○建設(株)  
電話番号 03-○○○○-○○○○

事業場(作業所) 所在地 〒 ○○○-○○○  
**東京都○○区○○5丁目6番**  
名称 ○○○○新築工事作業所  
電話番号 03-○○○○-○○○○

検査・確認日 \_\_\_\_\_

---

産業廃棄物の種類 (単位 t, Kg, m <sup>3</sup> )		管理型品目		管理型品目		特別管理産物		形状	荷姿
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量		
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		① 固形状	1 バラ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物		2 泥状	② コンテナ
03 その他がれき類				13 木くず				3 液状	3 ドラム缶
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず					4 袋
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	6		
06 金属くず				16 混合(管理型含む)	6				

---

中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 1 帳簿記載のとおり      2 当欄記載のとおり

最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称 \_\_\_\_\_ ① 委託契約書記載のとおり      2 当欄記載のとおり

---

<b>運搬受託者(収集運搬業者)(1)</b> 住所 〒 ○○○-○○○ <b>東京都○○区○○2丁目3番4号</b> 氏名又は名称 ○○興業(株) 電話番号 03-○○○○-○○○○ 積替え・保管 収集運搬車両番号 _____ 車種 _____ 1. 有 ② 無 ○○○○	<b>運搬受託者(収集運搬業者)(2)</b> 住所 〒 _____ 氏名又は名称 _____ 電話番号 _____ 積替え・保管 収集運搬車両番号 _____ 車種 _____ 1. 有 2. 無 _____	<b>運搬先の事業場(処分業者の処理施設)</b> 所在地 〒 ○○○-○○○ <b>東京都○○区△△</b> 名称 ○○産興(株)○○リサイクルセンター 電話番号 03-○○○○-○○○○ 処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 ③ 破砕 4. _____ 5. _____ 6. _____ 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. _____ 8. _____
---	--	---

---

<b>処分受託者(処分業者)</b> 住所 〒 ○○○-○○○ <b>東京都○○区○○5丁目4番3号</b> 氏名又は名称 ○○産興(株) 電話番号 03-○○○○-○○○○	<b>積替え又は保管</b> 所在地 〒 _____ 電話番号 _____ 有価物拾集 1. 有 2. 無 実績数量 _____ t, m <sup>3</sup>	<b>追加記載事項</b> _____
---	---	------------------------

---

<b>運搬の受託(1)</b> 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印) _____ 最終終了日 _____年 ○月 ○日	<b>運搬の受託(2)</b> 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印) _____ 最終終了日 _____年 ○月 ○日	<b>処分の受託(受領)</b> 会社名及び処分担当者名 (サイン又は捺印) _____ 受領日 _____年 ○月 ○日	<b>処分の受託(処分)</b> 会社名及び処分担当者名 (サイン又は捺印) _____ 最終処分日 _____年 ○月 ○日	<b>最終処分終了日(埋立処分、再生等)</b> _____年 ○月 ○日 確認者(サイン又は捺印) _____
--	--	---	---	--

---

最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、処分先No.でも可)

**委託契約書記載のうち、○○○○(処分先No.)を除く**

発行元: 建設六団体副産物対策協議会      取扱元: 建設マニフェスト販売センター      部分は記入不要の項目です

排出事業者送付用 (収集運搬業者一社の場合)

(収集運搬業者二社の場合) 排出事業者送付用

○○産興(株)(丙)が交付した2次マニフェストの全てのE票を受けとったときに、そのE票に記入されている終了日のうち最も遅い終了日を記入する。

- 産興(株)(丙)が次のいずれかの方法で記入する。
- ・委託契約書〔丙での中間処理後の最終処分場所〕欄記載の施設の一部で最終処分されるとき
  - ①、②のいずれかを記入する。
  - ①「委託契約書記載のうち ○○○○(処分先No.)を除く」
  - ②「(委託契約書記載のうち) ○○○○、△△△△、××××、□□□□(処分先No.)」
- ・委託契約書〔丙での中間処理後の最終処分場所〕欄記載の全ての施設において最終処分されるとき
  - 委託契約書記載のとおり



### 3) 最終処分施設に処理委託する場合

#### ①最終処分施設へ直送する場合

最終処分施設に直接処理委託する場合には、次ページのように、〔委託業務の内容〕に最終処分場所及びその処分方法・処理能力を記入する。

〔丙での中間処理後の最終処分〕欄の記入は要しない。

産業廃棄物管理票				建設系廃棄物マニフェスト (E)				整理番号			
交付年月日 〇〇年〇月〇日		交付番号		交付担当者 所属 〇〇課 〇〇〇〇		氏名 〇〇〇〇		事前協議 番号/年月日等 産廃〇〇-〇〇〇〇/〇〇年〇月〇日			
排出事業者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号 氏名又は名称 〇〇建設(株) 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		事業場(作業所) 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇5丁目6番 名称 〇〇〇〇解体工事業所 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		照会・確認日		年月日		年月日			
産業廃棄物の種類 (単位 t, Kg, m <sup>3</sup> )								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石棉等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物	6	12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物				3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず							④袋
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード							
06 金属くず				16 混合(管理型含む)		総重量又は総容量	6				
中間処理 産業廃棄物				管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 及び管理票の交付番号(登録番号)				1 概簿記載のとおり 2 当欄記載のとおり			
最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称				1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり 〇〇県〇〇市〇〇〇567番 〇〇工業(株)							
運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇2丁目3番4号 氏名又は名称 〇〇興業(株) 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇				運搬受託者(収集運搬業者)(2)				運搬先の事業場(処分業者の処理施設) 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇567番 名称 〇〇工業(株) 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇			
積替え・保管 1. 有 2. 無 △△11-か-1234 6m <sup>3</sup> コンテナ				積替え・保管 1. 有 2. 無				処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破碎 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. 8.			
処分受託者(処分業者) 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇567番 氏名又は名称 〇〇工業(株) 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇				積替え又は保管 所在地 〒 電話番号 有価物拾集 1. 有 2. 無 実績数量 t, m <sup>3</sup>				追加記載事項			
運搬の受託(1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印)		運搬の受託(2) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印)		処分の受託(受領) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は捺印)		処分の受託(処分) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は捺印)		最終処分終了日 (埋立処分、再生等) 〇〇年〇月〇日 確認者(サイン又は捺印)			
最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、処分先No.でも可)				〇〇県〇〇市〇〇〇567番 〇〇工業(株)							
発行元: 建設六団体副産物対策協議会				取扱元: 建設マニフェスト販売センター				部分は記入不要の項目です			

排出事業者送付用 (収集運搬業者一社の場合)

(収集運搬業者二社の場合)

排出事業者送付用

〇〇工業(株)(丙)が埋立処分終了日を記入する。

〇〇工業(株)(丙)が次の①、②のいずれかを記入する。

- ①本記入例どおり 最終処分場所である「〇〇県〇〇市〇〇〇567番 〇〇工業(株)」
- ②「委託契約書記載のとおり」

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇解体工事作業所
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名		施設所在地	
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	m、m <sup>3</sup> (どちらかを○で囲む)	許可番号	

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 \_\_\_\_\_
- c) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許可 (許・否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許可 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
アスファルト・ コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合 廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	ここに最終処分場所が記載される。 (〔丙〕での中間処理後の最終処分場所) 欄の記入は不要)		
	管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>			
石綿含有 産業 廃棄物	がれき類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	廃プラスチック類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)	(台本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管 産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	処分 (b)×(c) 円	「石綿含有産業廃棄物」について ①性状及び荷姿…「袋詰めにする」等、②その他の廃棄物と混合しない			
事前協議の可否	要 ・ <input checked="" type="radio"/> 否					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。  
\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

**収集運搬用**

**処分用**

合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 〇〇〇,〇〇〇円	※プラスチック袋詰めにて搬入する			
事前協議の可否	要 ・ <input checked="" type="radio"/> 否					

### 3) 最終処分施設に処理委託する場合

#### ②積替・保管施設を経由する場合

最終処分施設に直接処理委託する場合には、次ページのように、〔委託業務の内容〕に最終処分場所及びその処分方法・処理能力を記入する。

〔丙での中間処理後の最終処分〕欄の記入は要しない。

産業廃棄物管理票				建設系廃棄物マニフェスト (E)				整理番号			
交付年月日 〇〇年〇月〇日		交付番号		交付担当者 所属 〇〇課 〇〇〇〇		氏名 〇〇〇〇		事前協議 番号/年月日等 産廃〇〇-〇〇〇〇/〇〇年〇月〇日			
排出事業者 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇1丁目2番3号 氏名又は名称 〇〇建設(株) 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		事業場(作業所) 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇5丁目6番 名称 〇〇〇〇解体工事作業所 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		検査・確認日		検査又はサイン		検査又はサイン			
産業廃棄物の種類 (単位 t, Kg, m <sup>3</sup> )								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石棉等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物	6	12 紙くず		18 水銀使用製品産業廃棄物				3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず							④袋
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード							
06 金属くず				16 混合(管理型含む)		総重量又は総容量	6				
中間処理 産業廃棄物				管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称 及び管理票の交付番号(登録番号)				1 概簿記載のとおり 2 当欄記載のとおり			
最終処分(埋立処分、再生等)の場所(予定) 所在地/名称				1 委託契約書記載のとおり				2 当欄記載のとおり 〇〇県〇〇市〇〇〇567番 〇〇工業(株)			
運搬受託者(収集運搬業者)(1) 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇2丁目3番4号 氏名又は名称 〇〇興業(株) 電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇			運搬受託者(収集運搬業者)(2) 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇890番 氏名又は名称 〇〇産興(株) 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			運搬先の事業場(処分業者の処理施設) 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇567番 名称 〇〇工業(株) 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破碎 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. 8.		
積替え・保管 1. 有 2. 無 △△11-か-1234 6m <sup>3</sup> コンテナ			積替え又は保管 1. 有 2. 無 〇〇11-ぎ-1234 10t(トラック)			追加記載事項					
処分受託者(処分業者) 住所 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇567番 氏名又は名称 〇〇工業(株) 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			積替え又は保管 所在地 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇123番 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 有価物拾集 1. 有 2. 無 実績数量 t, m <sup>3</sup>			追加記載事項					
運搬の受託(1) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印)		運搬の受託(2) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は捺印)		処分の受託(受領) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は捺印)		処分の受託(処分) 会社名及び処分担当者名 (サイン又は捺印)		最終処分終了日 (埋立処分、再生等) 〇〇年〇月〇日 確認者(サイン又は捺印)			
〇〇年〇月〇日		〇〇年〇月〇日		〇〇年〇月〇日		〇〇年〇月〇日		〇〇年〇月〇日			
最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所 所在地/名称(委託契約書記載の最終処分場所については、処分先Noでも可)											
〇〇県〇〇市〇〇〇567番 〇〇工業(株)											
発行元: 建設六団体副産物対策協議会				取扱元: 建設マニフェスト販売センター				部分は記入不要の項目です			

排出事業者送付用 (収集運搬業者一社の場合)

排出事業者送付用 (収集運搬業者二社の場合)

- 〇〇工業(株)(丙)が埋立処分終了日を記入する。
- 〇〇工業(株)(丙)が次の①、②のいずれかを記入する。
- ①本記入例どおり 最終処分場所である「〇〇県〇〇市〇〇〇567番 〇〇工業(株)」
  - ②「委託契約書記載のとおり」

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 〇〇建設(株) 〇〇〇解体工事作業所
2. 排出場所 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇号
3. 委託期間 〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
4. 積替・保管場所経由の有無 (有・無) (有)

a) 施設の内容

会社名	〇〇産興株式会社	施設所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇123番地
許可品目	がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他( ) 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他( )) 水銀使用製品産業廃棄物(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、その他( ))		
保管上限	200 m、(m <sup>3</sup> ) (どちらかを○で囲む)	許可番号	〇〇〇〇〇〇〇〇

- b) 積替・保管場所に搬入する廃棄物の種類 石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類)
- c) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む) (排出場所 積替・保管場所) から (積替・保管場所 処分場所) まで
- d) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否) (否)
- e) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否) (否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量(c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬(a)	処分(b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他がれき類 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	

8) 積替・保管施設を経由する場合の記載方法(P.61)

廃石膏ボード	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
建設汚泥	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	脱水・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	ここに最終処分場所が記載される。 (〔丙〕での中間処理後の最終処分場所) 欄の記入は不要)		
	管理型 品目含む	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>			
石綿含有産業廃棄物	がれき類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	廃プラスチック類	〇〇〇円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	〇〇〇台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化(埋立) ( )	〇〇〇,〇〇〇(m <sup>3</sup> ) t,m <sup>3</sup> /日	〇〇工業株式会社 〇〇県〇〇市〇〇〇567番
	その他 ( )	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日
水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、)	(台本 円/kg,m <sup>3</sup> )	(台本 円/kg,m <sup>3</sup> )	台本 kg,m <sup>3</sup>	破碎・不溶化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
その他	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
特管産廃	廃石綿等	円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	台 t,m <sup>3</sup>	溶解・無害化・埋立 ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日	
		円/(t,m <sup>3</sup> ,台)	円/(t,m <sup>3</sup> )	台 t,m <sup>3</sup>	破碎・ ( )	m <sup>3</sup> t,m <sup>3</sup> /日
合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 円	「石綿含有産業廃棄物」について ①性状及び荷姿…「袋詰めにする」等、②その他の廃棄物と混合しない			
事前協議の要否	要 ・ 否					

注釈：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。  
\*：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

収集運搬用

処分用

合計予定数量	〇,〇〇〇 ( t,kg,m <sup>3</sup> ,台,本 )		必要な情報(性状及び荷姿等)*			
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円	処分 (b)×(c) 円	※プラスチック袋詰めにて搬入する			
事前協議の要否	要 ・ 否					